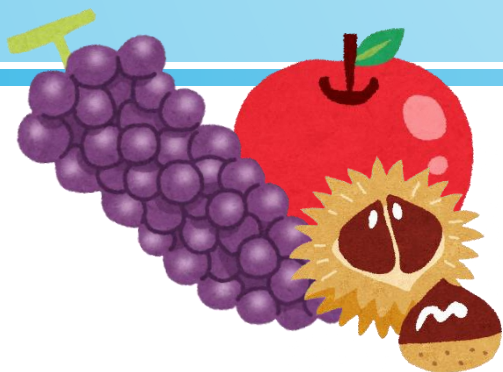


岩 沼 市

令和6年度処遇改善加算

～ 令和7年度に向けての職場環境改善への取組 ～

2024年9月27日



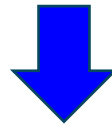
介護労働安定センター 宮城支部

ひまわり社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 松前 ゆかり

処遇改善加算等は一本化へ！

なぜ？

- ① 事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減するため
- ② 利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくするため
- ③ 事業所全体として柔軟な事業運営を可能とするため



確実なベースアップにつなげる

令和6年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善分の改定率+0.98%を活用し
新加算の加算率の引上げを行うとともに

- ① 令和6年度に2.5%
 - ② 令和7年度に2.0%
- のベースアップにつなげるよう、配分方法を工夫する。

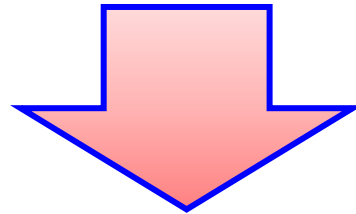
処遇改善加算等は一本化へ！

現 行（令和6年5月まで）

- ・ 介護職員処遇改善加算
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算
- +
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援補助金

今後は
「旧加算」と呼ばれる

令和6年5月末で廃止
→ 新加算に吸収



令和6年6月から

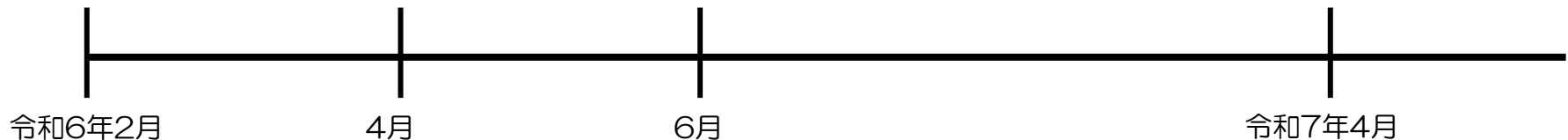
介護職員等処遇改善加算等 に一本化！

（令和6年度中は経過措置あり）

処遇改善加算等は一本化へ！

新加算への移行フロー

令和5年度 現行加算	令和6年度 現行加算	令和6年度新加算	令和7年度 新加算
・ 処遇改善加算 ・ 特定加算 ・ ベースアップ加算	・ 処遇改善加算 ・ 特定加算 ・ ベースアップ加算	新 処遇改善加算 I ~ IV or V(1) ~ (14)	新 処遇改善加算 I ~ IV



ベースアップ等支援補助金

処遇改善加算等は一本化へ！

旧加算（令和6年5月まで）

介護職員処遇改善加算 I
II
III

×

介護職員等特定処遇改善加算 I
II

×

介護職員等ベースアップ等支援加算

の組み合わせ

新加算（令和6年6月から）

（新加算）

介護職員等処遇改善加算 I
II
III
IV

or

令和6年度に限り

介護職員等処遇改善加算 V
（ V(1) ～ V(14) ）

（令和6年5月までの加算（旧加算）
の組み合わせ）

処遇改善加算等は一本化へ！

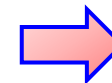
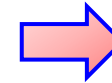
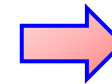
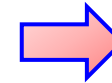
現行加算と新加算の対応関係

旧加算

- 処遇改善加算Ⅰ + 特定加算Ⅰ + ベースアップ加算
- 処遇改善加算Ⅰ + 特定加算Ⅱ + ベースアップ加算
- 処遇改善加算Ⅰ + ベースアップ加算
- 処遇改善加算Ⅱ + ベースアップ加算

新加算

- 処遇改善加算Ⅰ
- 処遇改善加算Ⅱ
- 処遇改善加算Ⅲ
- 処遇改善加算Ⅳ



＊ 処遇改善加算Ⅲに対応する新加算はない。
＊ ベースアップ加算は必ずセットになる。

処遇改善加算等は一本化へ！

※ 令和6年5月31日時点で旧3加算の全部又は一部を算定している場合のみ

新加算 V	旧加算		
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ加算
V (1)	I	I	なし
V (2)	II	I	あり
V (3)	I	I	なし
V (4)	II	II	あり
V (5)	I	I	なし
V (6)	II	II	なし
V (7)	III	I	あり
V (8)	I	なし	なし
V (9)	III	II	あり
V (10)	III	I	なし
V (11)	II	なし	なし
V (12)	III	II	なし
V (13)	III	なし	あり
V (14)	III	なし	なし

令和6年度
のみ
(経過措置区分)

「介護保険最新情報Vol.1215」

新加算の加算率

新加算

旧加算

サービス区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	処遇改善加算			特定処遇改善加算		ベース アップ加 算
					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅱ	
・訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
・夜間対応型訪問介護										
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護										
・（介護予防）訪問入浴介護	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%
・通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%
・地域密着型通所介護										
・（介護予防）通所リハビリテーション	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%
・地域密着型特定施設入居者生活介護										
・（介護予防）認知症対応型通所介護	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%
・看護小規模多機能型居宅介護										
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%
・介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
・地域密着型介護老人福祉施設										
・（介護予防）短期入所生活介護										
・介護老人保健施設	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%
・（介護予防）短期入所療養介護（老健）										
・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%
・介護医療院										
・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）										

※ 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

合計12.6%

新加算の算定要件

どこが変わる？

1. 月額賃金改善要件の新設
2. キャリアパス要件Ⅳ, Ⅴの新設
3. 職場環境等要件の拡充
4. 職種による配分が柔軟に
5. 令和6年度の加算の一部が令和7年度に繰越可

新加算の算定要件

新加算の算定要件

	要件名	改善・実施内容
①	月額賃金改善要件Ⅰ	月給による賃金改善
②	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の賃金改善
③	キャリアパス要件Ⅰ	任用要件・賃金体系の整備等
④	キャリアパス要件Ⅱ	研修の実施等
⑤	キャリアパス要件Ⅲ	昇給の仕組みの整備等
⑥	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の年額賃金要件
⑦	キャリアパス要件Ⅴ	介護福祉士等の配置要件
⑧	職場環境等要件	令和7年度以降の要件

＊ 一部経過措置、猶予措置あり

新加算の算定要件

新加算の各区分に必要な要件

新区分	全ての段階で「賃金改善の実施」を行う
新加算Ⅰ	① ～ ⑧ の要件をすべて満たすこと
新加算Ⅱ	① ～ ⑥, ⑧ の要件を満たすこと
新加算Ⅲ	① ～ ⑤, ⑧ の要件を満たすこと
新加算Ⅳ	① ～ ④, ⑧ の要件を満たすこと

	要件名
①	月額賃金改善要件Ⅰ
②	月額賃金改善要件Ⅱ
③	キャリアパス要件Ⅰ
④	キャリアパス要件Ⅱ
⑤	キャリアパス要件Ⅲ
⑥	キャリアパス要件Ⅳ
⑦	キャリアパス要件Ⅴ
⑧	職場環境等要件

	適用猶予等
①	令和6年度中は適用を猶予する。
②	適用除外となる加算の区分→ 新加算Ⅰ～Ⅳのいずれかの算定以前に旧ベースアップ等加算または新加算Ⅴ(2),(4),(7),(9),(13)を算定していた事業所
③ ④ ⑤	令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り令和6年度当初から要件を満たしたこととする。
⑧	令和6年度中は旧3加算の要件の内容を継続 (令和7年度より見直しを適用)

新加算の算定要件

① 月額賃金改善要件 I (月給による賃金改善)

- ・ 新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の改善に充てること。

事業所で算定する新加算の区分がⅠでもⅡでもⅢでも、仮にⅣとした場合の加算額の2分の1以上を毎月支給しなければならないということ。

例) M地域密着型介護老人福祉施設 1ヶ月の介護報酬1,000万円 新加算Ⅰの場合

- | | | |
|------------------------------|------------|-------------|
| ・ 新加算Ⅰを算定すると、 | → 加算率14.0% | → 加算額は140万円 |
| ・ 仮に新加算Ⅳを算定すると、 | → 加算率 9.0% | → 加算額は 90万円 |
| ・ 90万円の2分の1は 450,000円 | | |

したがって実際の加算額140万円のうち450,000円は月例給与として支払わなければならない。
残額の950,000円は一時金として支給することも可能。

* 介護報酬は毎月変動するため、固定額にしたい場合は過去が一番高い月の介護報酬額を基準に
設定すると、不足が生じにくい。

令和6年度は適用猶予ですが、令和7年度は義務となるため早めの準備が必要！

新加算の算定要件

② 月額賃金改善要件 II (旧ベースアップ等加算相当の賃金改善)

- 対象事業所 → 令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業所
- 当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施すること。

- [・適用除外 → ・令和6年5月以前に旧3加算を算定していなかった事業所
・令和6年6月以降に開設された事業所]

算出方法：新加算Ⅰ～Ⅳのそれぞれの加算額に「介護保険最新情報Vol.1215」別紙1表3に掲げる新加算Ⅰ～Ⅳの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比（小数点第4位以下を切捨て）を乗じて算出した額とする。

例) M地域密着型介護老人福祉施設 1ヶ月の介護報酬1,000万円、新加算Ⅰの場合

- 新加算Ⅰの加算率は14.0%
- 新加算Ⅰの額は1,000万円×14.0%=140万円
- 新加算Ⅰと旧ベースアップ等加算の比率は11.4%
- 旧ベースアップ等加算相当額は、140万円×11.4%=159,600円
- 旧ベースアップ等加算相当額の2/3は、159,600円×2/3=106,400円

少数第4位以下を切捨て

* 介護報酬は毎月変動するため、固定額にしたい場合は過去が一番高い月の介護報酬額を基準に設定すると、不足が生じにくい。

新加算の算定要件

＜新加算Ⅰ～Ⅳと旧ベースアップ等加算の比率（月額賃金改善要件Ⅱ）＞

サービス区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
・訪問介護	9.7%	1.07%	13.1%	16.5%
・夜間対応型訪問介護				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
・（介護予防）訪問入浴介護	11.0%	11.7%	13.9%	17.4%
・通所介護	11.9%	12.2%	13.7%	17.1%
・地域密着型通所介護				
・（介護予防）通所リハビリテーション	11.6%	12.0%	15.1%	18.8%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護	11.7%	12.2%	13.6%	17.0%
・地域密着型特定施設入居者生活介護				
・（介護予防）認知症対応型通所介護	12.7%	13.2%	15.3%	18.8%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	11.4%	11.6%	12.6%	16.0%
・看護小規模多機能型居宅介護				
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	12.3%	12.9%	14.8%	18.4%
・介護老人福祉施設	11.4%	11.7%	14.1%	17.7%
・地域密着型介護老人福祉施設				
・（介護予防）短期入所生活介護				
・介護老人保健施設	10.6%	11.2%	14.8%	18.1%
・（介護予防）短期入所療養介護（老健）				
・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））	98%	10.6%	13.8%	17.2%
・介護医療院				
・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）				

新加算の算定要件

③ キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

次の(1)から(3)までをすべて満たすこと。

- (1) 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (2) (1)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- (3) (1)及び(2)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

④ キャリアパス要件 II (研修の実施等)

次の(1)及び(2)を満たすこと。

- (1) 介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び
a または b に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は
研修の機会を確保していること。
 - a 研修機会の提供又は技術指導の実施及び介護職員の能力評価
 - b 資格取得のための支援
- (2) (1) について、全ての介護職員に周知していること。

新加算の算定要件

⑤ キャリアパス要件 Ⅲ （昇給の仕組みの整備等）

次の(1)及び(2)を満たすこと。

- (1) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき昇給を判定する仕組み
- (2) (1)の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

<キャリアパス I～Ⅲ について>

令和6年度に限り、処遇改善計画書において、令和7年3月末までに上記の仕組みの整備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅰ～Ⅲごとに満たすものとして取り扱うことができる。

ただし、必ず令和7年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨報告すること。

新加算の算定要件

⑥ キャリアパス要件 IV （改善後の年額賃金要件）

- ・旧特定加算Ⅰの「経験・技能のある介護職員（Ａ）」を踏襲
- ・経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること。（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）
- ・小規模事業所等一部例外あり
- ・令和６年度中は、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことによって要件を満たすことができる。

⑦ キャリアパス要件 V （介護福祉士等の配置要件）

- ・旧特定加算Ⅰの介護福祉士配置等要件を踏襲
- ・サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。
（サービス提供体制強化加算、特定事業所加算 等）



（次ページ表参照）

新加算の算定要件

キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）

サービス区分	加算区分		
・訪問介護	特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ	—
・夜間対応型訪問介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	—
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護			—
・（介護予防）訪問入浴介護			—
・通所介護			—
・地域密着型通所介護			サービス提供体制強化加算Ⅲイ又はロ
・（介護予防）通所リハビリテーション			—
・（介護予防）特定施設入居者生活介護			入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ
・地域密着型特定施設入居者生活介護			入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ
・（介護予防）認知症対応型通所介護			—
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護			—
・看護小規模多機能型居宅介護			—
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護			—
・介護老人福祉施設			日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
・地域密着型介護老人福祉施設			日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
・（介護予防）短期入所生活介護			併設本体施設にて旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出
・介護老人保健施設			—
・（介護予防）短期入所療養介護（老健）			併設本体施設にて旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出
・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））			併設本体施設にて旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出
・介護医療院			—
・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）			併設本体施設にて旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出
・訪問型サービス（総合事業）	併設本体事業所にて旧特定加算Ⅰ又は新加算Ⅰの届出	特定事業所加算Ⅰ又はⅡに準じる市町村独自加算	—
・通所型サービス（総合事業）	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡに準じる市町村独自加算の届出

新加算の算定要件

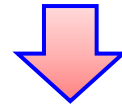
⑧ 職場環境等要件

- ・ 職場環境等要件の**見直し**については、**令和6年度中は適用猶予**。
- ・ 令和7年度は取組項目が増加！

	区 分
①	入職促進に向けた取組
②	資質の向上やキャリアアップに向けた支援
③	両立支援・多様な働き方の推進
④	腰痛を含む心身の健康管理
⑤	生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組
⑥	やりがい・働きがいの醸成

旧加算

- ・ 特定加算ありの場合
→ 6区分の全てについて1つ以上の取組
- ・ 特定加算なしの場合
→ 6区分のうちどれか1つ以上の取組



新加算

- ・ **新加算Ⅰ、Ⅱの場合**
→ 6区分のうち⑤以外について2つ以上の取組
⑤については3つ以上の取組
- ・ **新加算Ⅲ、Ⅳの場合**
→ 6区分のうち⑤以外について1つ以上の取組
⑤については2つ以上の取組

<⑤生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組について>

※ 生産性向上推進体制加算を算定している場合には⑤を満たすものとする。

※ 小規模事業者（1法人1事業所のみの運営等）の場合は、④の取組を実施していれば要件を満たすものとする。

新加算等の算定要件

現行の職場環境等要件（令和6年度まで）

- ① 新加算Ⅰ・Ⅱ，Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定Ⅰ・Ⅱを算定する場合は6区分のについてそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。
- ② ①以外の算定を行う場合は全体で1つ以上の取組を行うこと。

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇が取得しやすい環境の整備 ⑫業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	⑬介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑰タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ⑱高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	㉑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉒地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉓利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉔ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算等の算定要件

令和7年度以降の職場環境等要件

- ① **新加算Ⅰ・Ⅱ**を算定する場合は6区分のについてそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち、⑰又は⑱は必須）の取組を行うこと。）
- ② **新加算Ⅲ・Ⅳ**を算定する場合6区分のについてそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上の取組を行うこと。）

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ② 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する ユニットリーダー研修、ファーストステップ研修 、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪ 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識づくりのため、具体的な取得目標、（例えば、1週間以上の休暇を年に〇回取得、付与日数のうち〇%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている。 ⑫ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている。

新加算等の算定要件

区 分	内 容
腰痛を含む心身の健康管理	⑬ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている。 ⑱ 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している。 ⑲ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓、清掃、清潔、躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている。 ⑳ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている。 ㉑ 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒ 介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツールを含む）の導入 ㉓ 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔ 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算等の算定要件

令和7年度以降の職場環境等要件のうち、特に注目すべき項目

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・キャリアアップの各段階ごとの研修の実施

両立支援・多様な働き方の推進

- ・年次有給休暇の確実な取得

生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組

- ・「生産性向上委員会」を主軸に、各業務の内容や手順の見直しと改善

令和9年度義務化予定！

生産性向上委員会

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）の設置

新加算等の算定要件

※ 新加算Ⅰ・Ⅱを算定する場合は、これまでの「見える化要件」の実施が必要！

「何」が見えるようにするのか？

職場環境等の改善に係る取組について公表すること

＜具体的には＞

・「介護サービス情報公表システム」の「事業所の特色」欄に記載する。

- | |
|--|
| ・理念・ビジョン等を明文化している。 |
| ・職員が理念・ビジョンについて理解を深めるための取組をしている。 |
| ・職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みがある。 |
| ・給与体系又は給与票を導入し、職員に周知している。 |
| ・非正規及び正規の就業規則を作成し、周知している。 |
| ・仕事と育児・介護との両立を支援する取組を実施している。 |
| ・当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。 |

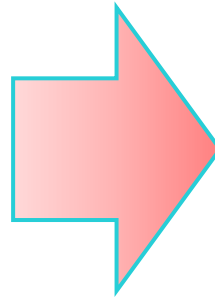
・事業者のホームページを活用し、外部から見える形で公表する。

令和7年度以降は「職場環境等要件」の1つとなる。

介護職員等への配分

旧加算

加算の種類	配分ルール
処遇改善加算	介護職員のみを支給
特定加算	A：介護福祉士等の資格・経験のある介護職員、 B：その他の介護職員 C：その他の職員 の3グループの配分比率 ($A > B \geq C \times 2$)
ベースアップ加算	介護職員に支給。ただし、他の職員への支給も可



令和6年6月～

- ・介護職員への配分を基本とする。
- ・経験・技能のある介護職員に重点的に配分する。（各事業者の裁量で設定）サービス類型ごとに1人以上年収440万円以上にする。
- ・介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認める。



以下のような勤務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

- ・一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させること。
- ・同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させること。等

令和6年4月～5月

旧処遇改善加算及び旧特定加算を算定する場合

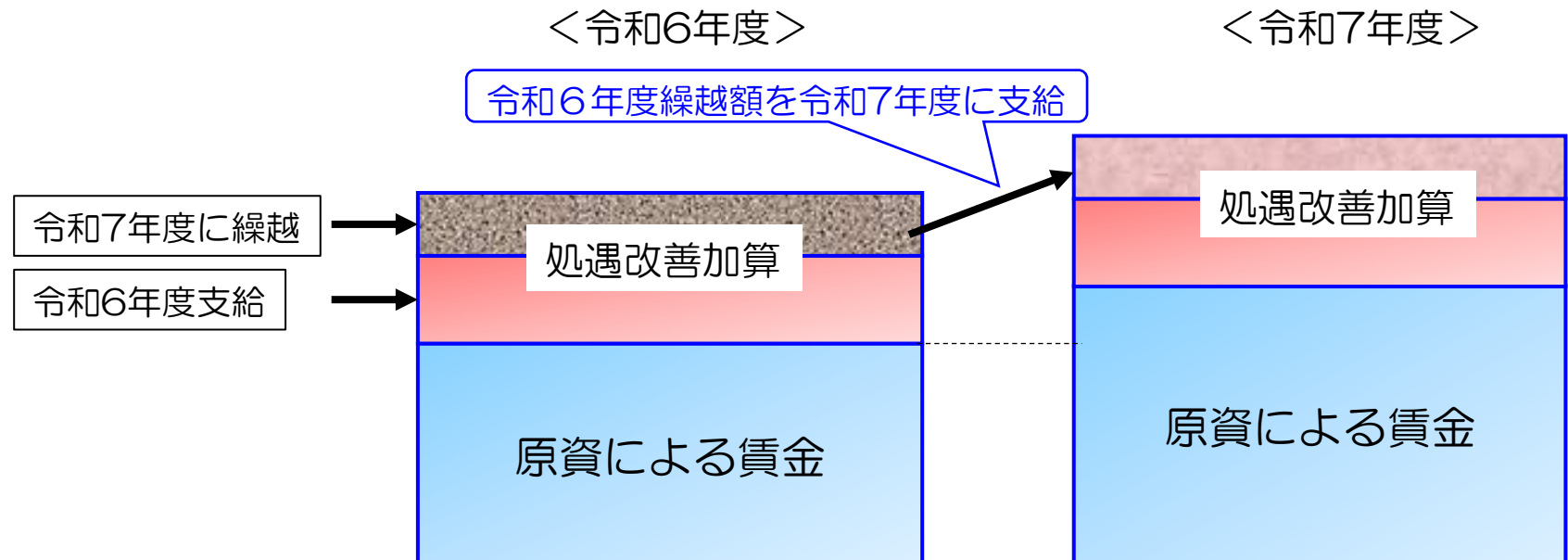
→ 介護職員以外への柔軟な配分を認める。

介護職員等への配分

令和7年度のさらなるベースアップにつなげるための工夫

令和6年度加算額の一部の令和7年度への繰越

令和6年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善分の改定率+0.98%を活用し、新加算の引上げを行う。その際、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、介護サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てることを認めることとし、令和6年度分の加算の算定額の全額を令和6年度分の賃金改善に充てることは求めない。



介護職員等への配分

繰越額の上限：令和6年度に、仮に令和5年度末時点で算定していた旧加算を継続して算定する場合に見込まれる加算額と、令和6年度の新加算等の加算額を比較して増加した額

例) M地域密着型介護老人福祉施設

1ヶ月の介護報酬1,000万円の場合

1年間の介護報酬は 1,000万円×12ヶ月＝1億2,000万円

- ① 新加算Ⅰを算定すると → 加算率14.0% → 1年間の加算は1,680万円
- ② 旧加算（処遇改善加算Ⅰ、特定加算Ⅰ、ベースアップ加算）
の加算率の合計 → 12.6% → 1年間の加算額は1,512万円



・「比較して増加した額」とは ① － ② ＝ 168万円



繰越上限額

介護事業所の検討課題

<月額賃金改善要件>

- これまで旧処遇改善加算、旧特定加算を賞与や一時金として支給していた事業所は支給方法と支給時期について大きく見直す必要がある。



早めに支給方針を決め、職員に周知することが求められる。

<キャリアパス要件Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ>

- 従前と変更はないが、確実に実施することが必要。



事業所の就業規則等を見直し、必要な改定を実施する。
就業規則等と実態に「ズレ」がないよう確認する。

<職場環境等要件>

- 令和6年度は現行のままでよいが、令和7年度は取組項目が増加するため、新たに取り組む内容について早めに検討する。



職員と検討する場をもって実現可能なものから順次取組を進める。

<職員への配分>

- 職種間の配分が柔軟になったため介護職以外にもこれまで以上に支給できるようになるが、そうすると、介護職への配分額が結果的に少なくなってしまう恐れがある。



事業所内で十分検討することが必要。

- 令和6年度の加算の一部を令和7年度に繰り越すことができるが、ベースアップ率について令和6年は度2.5%、令和7年度は2.0%を目標に試算し、決定することが必要

いずれも資料等を整備しておくこと！

参 考 資 料

「介護保険最新情報」 Vol.1215 令和6年3月15日
介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

「介護保険最新情報」 Vol.1218 令和6年3月15日
生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について

「介護保険最新情報」 Vol.1226 令和6年3月15日
介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第1版）

「介護保険最新情報」 Vol.1247 令和6年4月4日
介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第2版）

「介護保険最新情報」 Vol.177 令和6年6月20日
介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第3版）

各都道府県介護保険担当課（室） 各市町村介護保険担当課（室） 各介護保険関係団体	御 中 厚生労働省老健局老人保健課
介 護 保 険 最 新 情 報	
今回の内容 介護職員等処遇改善加算等に関する 基本的考え方並びに事務処理手順 及び様式例の提示について 計 61 枚（本紙を除く）	
Vol.1215 令和6年3月15日 厚生労働省老健局老人保健課	
【貴関係諸団体に速やかに送付いたしますよう よろしくお願いいたします。】	
連絡先 TEL : 03-5253-1111(内 3038) FAX : 03-5695-4010	

笑顔でいっぱい職場をめざして！



ご清聴ありがとうございました